従四位に叙する
大畑　弥七
正五位に叙する（各通）
内永　重雄　岡田　章
（防府市議会議員）
関　勝美　徳岡　和哉
従五位に叙する（各通）
秋永　洋七　伊藤　栄樹
木村　吉藏　竹内　一義
溝田　茂
正六位に叙する（各通）
赤田　昌彦　伊東　忠雄
植村　隆市　宇都宮正一
林　眞導　樋口　正治
宮城　茂　吉田　進
従六位に叙する（各通）
榎本　喜一
五十嵐健次郎　辻本　四郎
佐藤　辰雄
星　秀男
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上九月二十三日）
中西　康雄
正五位に叙する
吉田　道夫
正六位に叙する（以上九月二十四日）
蓮池　學
従五位に叙する
菊地　和夫
正七位に叙する（以上九月二十五日）
新井　昌一
従四位に叙する（九月二十六日）
福永　和彦
従四位に叙する（九月二十八日）

**○叙勲**

中村純一郎　堀　清市
旭日単光章を授ける（各通）（九月二十日）
美甘甲子治
旭日双光章を授ける
上田　耕助　楢島　林
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）
伊波　健藏　大林　孝男
旭日双光章を授ける（各通）
佐藤金太郎　西山　勝
道下　繁夫　山口　一一
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十二日）
内野　龍之
（防府市議会議員）
旭日小綬章を授ける
高田　勇
酒井　秋生
佐鹿　博敏
渡邉　好徳
北川　晃
竹内　敬
上野　幹雄
小橋　國謨
日根　勉
小泡謹之助
馬場　行雄
北山十代已
瑞宝小綬章を授ける
阿部　正治
熊野　幸德
馬淵　睦揮
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十二日）
（福井大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
内野　龍之
瑞宝小綬章を授ける（各通）
赤田　昌彦
上野　幹雄
岡田　章
小橋　國謨
馬場　行雄
吉田　進
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）
瑞宝双光章を授ける（九月二十五日）
瑞宝双光章を授ける
佐鹿　博敏
旭日小綬章を授ける
小林　欣一
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）
（東京工業大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
内田　精一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石丸　宏
黒岩　英雄
原崎　茂
藤本　勲
瑞宝双光章を授ける（各通）
及川　登
尾山　繁雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十日）
瑞宝小綬章を授ける
川瀬　芳彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）
（大阪教育大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける
阿部　正治
稲垣　淳三
**齋**藤　英夫
松舘　宗一
宮嶋　吉衛
村上　浩
瑞宝双光章を授ける（各通）
三田　善郎
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十二日）
（福井大学名誉教授）
北嶋　英彦
瑞宝中綬章を授ける
内野　龍之
瑞宝小綬章を授ける（各通）
秋永　洋七
植村　隆市
北山十代已
酒井　秋生
樋口　正治
瑞宝双光章を授ける（各通）
青木　登
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）
瑞宝双光章を授ける（九月二十五日）
瑞宝双光章を授ける
佐鹿　博敏
旭日小綬章を授ける
林　明正
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）
（東京工業大学名誉教授）
上羽　貞行
瑞宝中綬章を授ける
藤城　順三
瑞宝小綬章を授ける（各通）
工藤　隆
畑　幹雄
藤泡　久志
瑞宝双光章を授ける（各通）
大亀　和夫
関谷　明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十日）
古田土昭二
瑞宝小綬章を授ける
鈴木　庸夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）
猪岡　武
瑞宝中綬章を授ける
七條寅之助
瑞宝小綬章を授ける
浦野和紀弘
**齋**藤　英夫
宮嶋　吉衛
村上　浩
瑞宝双光章を授ける（各通）
三田　善郎
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十二日）
（福井大学名誉教授）
北嶋　英彦
瑞宝中綬章を授ける
徳岡　和哉
瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊藤　栄樹
榎本　喜一
木村　吉藏
関　勝美
日根　勉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）
菊地　和夫
瑞宝双光章を授ける（九月二十五日）
大塚　正宏
瑞宝双光章を授ける（九月二十六日）

# 皇室事項

## 認証官任命式

十月二十四日午後三時三十五分、宮中において、国務大臣滝実の認証官任命式が行われた。

# 官庁報告

## 官庁事項

### 関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年10月26日

関東地方整備局長　森北　佳昭

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|---|---|---|
| 一般国道 | 246号 | 川崎市宮前区有馬四丁目4番2から同市宮前区有馬四丁目1番1までの上り線 |

## 労働

### 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、福岡労働局の関係労働者を代表する者中間徹の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年10月26日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成24年11月9日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　福岡労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

### 最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第8号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成24年10月26日

大阪労働局長　森岡　雅人

第4号中「1時間833円」を「1時間839円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成24年10月26日

兵庫労働局長　前田　芳延

第4号中「1時間872円」を「1時間876円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月1日から効力を生ずる。